

1 監査の対象及び監査実施期間

- (1) 教育委員会事務局及び教育機関（平成 27 年 11 月 19 日から平成 28 年 3 月 22 日まで）
- (2) 商工観光部（平成 28 年 1 月 12 日から平成 28 年 3 月 22 日まで）

2 監査の範囲

教育委員会事務局及び教育機関にあつては平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までに、商工観光部にあつては平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までに、それぞれ執行された財務に関する事務等に係る次の項目が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

3 監査の方法

- (1) 部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

- (2) 教育機関については、小学校 68 校の中から 8 校を選定し、現地に赴き、学校長等から事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

4 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

教 育 委 員 会

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 特定事項

学校給食業務に従事する非常勤職員の勤務時間の算出に誤りのある例が認められた。

(常磐学校給食共同調理場)

※ 学校給食共同調理場で調理業務等に従事する非常勤職員（以下「調理員等」という。）については、勤務時間や休暇等の管理を各学校給食共同調理場で行い、月の初日から末日までの出欠勤等の状況を教育委員会事務局へ報告している。

平成27年4月分の調理員に係る勤務状況報告書において、月の勤務時間報告を123時間として報告すべきところ、126時間と報告していた。

なお、教育委員会事務局では、当該報告書に基づき誤った額の賃金を支出していた。

いわき市学校給食共同調理場の学校給食業務に従事する非常勤職員の勤務時間等に関する規程 (服務)

第8条 職員の服務については、いわき市職員服務規程（昭和45年いわき市訓令第4号）第8条の2（出勤簿の押印）、第22条の2（事故等の報告）及び第23条（退庁時の心得）の規定を準用するものとする。

いわき市職員服務規程

(出勤簿の押印)

第8条の2 職員は、正規の勤務時間前に登庁し、自ら出勤簿（第10号様式）に押印しなければならない。

2 所属長は、常に出勤簿を適正に管理し、職員の出欠勤等の状況を整理しておかなければならない。

2 収入事務（その1）

照明設備使用料に係る収入事務において、使用料が前納されていない例が認められた。

※ 市公立学校運動場照明設備使用料条例第3条では、運動場照明設備の使用許可を受けた者は、その使用料を前納しなければならないと規定されている。

しかしながら、平成27年4月23日に申請された学校体育施設使用許可申請書において、施設使用日時の初日が同年4月25日であるにもかかわらず、同年4月30日に許可を行い、その使用料は同年5月12日に収納されていた。【類例3件あり】

いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例

(使用料の納入方法)

第3条 運動場照明設備の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前条に規定する使用料を前納しなければならない。

3 収入事務（その2）

学校給食費に係る収入事務において、誤った給食費の内容が報告されるとともに、当該報告に基づく調定に誤りが生じている例が認められた。

(小名浜第二小学校、小名浜第三小学校、小名浜学校給食共同調理場)

【事例1】給食費対象人数の誤り

※ 平成27年7月分の小名浜第二小学校に係る給食費について、給食費集金台帳の月額給食受給者数は497人であるが、当該校を所管する小名浜学校給食共同調理場へは、月額徴収の人数を、一般分が486人、牛乳アレルギー分が10人の合計496人と報告しており、1人分（一般分）少なく報告していた。

小名浜学校給食共同調理場はこの誤りに気付かず、1人分（一般分として3,890円）少ない金額で調定を行っていた。

【事例2】精算徴収額の誤り

※ 平成27年7月分の小名浜第三小学校に係る給食費について、年度途中で他校へ転出した児童については、給食費精算内訳書を作成し、精算事由が発生した月の給食費を決定することとされているが、当該校を所管する小名浜学校給食共同調理場へは、精算徴収のうち1人分は、4,068円と算出すべきところ4,067円と算出し、1円少なく報告していた。

小名浜学校給食共同調理場はこの誤りに気付かず、1円少ない金額で調定を行っていた。

いわき市学校給食関係事務取扱要領

(学校給食費)

第2条 学校長は、当該月にかかる給食費の内訳を様式4及び様式9により、毎月末日（7月、12月、3月は学校給食終了日）までに所管の学校給食共同調理場所長へ報告しなければならない。

2～5 (略)

4 収入事務（その3）

学校給食費に係る収入事務において、指定金融機関等への納入が遅延している例が認められた。

（中央台北小学校、中央台南小学校、平第四小学校、郷ヶ丘小学校、小名浜第一小学校、植田小学校、川部小学校）

【事例1】中央台北小学校

※ 平成27年4月分の給食費として4月21日に徴収した54,460円については、5月11日が納入期限であるにもかかわらず、納入期限後の5月27日から7月31日までの間に徴収した1,399,270円と合せて、7月31日に指定金融機関等に納入していた。

なお、同年5月分の納入期限は6月10日、6月分の納入期限は7月10日であるが、4月分と同様に、納入期限前に徴収した給食費を納入期限までに納入せずに、納入期限後に徴収した給食費と合せて、すべて7月31日に指定金融機関等に納入していた。

【事例2】中央台南小学校

※ 平成27年4月分の給食費として4月21日に徴収した42,790円については、5月11日が納入期限であるにもかかわらず、5月12日に指定金融機関等に納入していた。

また、平成27年7月分の給食費として7月16日及び7月21日に徴収した916,542円については、8月10日が納入期限であるにもかかわらず、8月26日に徴収した50,570円と合せて、9月8日に指定金融機関等に納入していた。

【事例3】平第四小学校

※ 平成27年4月分の給食費として5月8日までに徴収した99,245円については、5月11日が納入期限であるにもかかわらず、5月15日に指定金融機関等に納入していた。

また、平成27年7月分の給食費として7月24日及び7月27日に徴収した11,670円については、8月10日が納入期限であるにもかかわらず、8月21日及び8月28日に徴収した22,590円と合せて、9月10日に指定金融機関等に納入していた。

【事例4】郷ヶ丘小学校

※ 平成27年7月分の給食費として7月23日から8月4日までに徴収した19,450円については、8月10日が納入期限であるにもかかわらず、納入期限後の8月25日に徴収した3,890円と合せて、9月7日に指定金融機関等に納入していた。

【事例5】小名浜第一小学校

※ 平成27年4月分の給食費として5月7日に徴収した7,780円については、5月11日が納入期限であるにもかかわらず、納入期限後の5月12日及び5月13日に徴収した7,780円と合せて、5月15日に指定金融機関等に納入していた。

【事例6】植田小学校

※ 平成27年4月分の給食費として5月7日及び5月8日に徴収した24,878円については、5月11日が納入期限であるにもかかわらず、納入期限後の5月29日から6月8日までに徴収した19,450円と合せて、6月8日に指定金融機関等に納入していた。【類例1件あり】

【事例7】川部小学校

※ 平成27年4月分の給食費として4月21日に徴収した23,340円については、5月11日が納入期限であるにもかかわらず、納入期限後の5月14日に徴収した425,108円と合せて、5月15日に指定金融機関等に納入していた。

いわき市学校給食関係事務取扱要領

(学校給食費)

- 第2条 学校長は、当該月にかかる給食費の内訳を様式4及び様式9により、毎月末日（7月、12月、3月は学校給食終了日）までに所管の学校給食共同調理場所長へ報告しなければならない。
- 2 学校給食共同調理場所長は、前項の報告内容を精査し、毎月末日（7月、12月、3月は学校給食終了日）に学校給食費の確定（調定事務）をしなければならない。
- 3 教育委員会（教育長）は、学校給食費の確定（調定事務）後、いわき市財務規則第15号様式により、当該月の翌月5日までに、各学校長に納入の通知をしなければならない。
- 4 学校長は、いわき市財務規則第15号様式により、その月の10日（その日が、土日祝祭日に当たるときは、これらの日の翌日とする。）までにいわき市指定金融機関等に給食費を納入しなければならない。但し、分割で納入する際は、いわき市財務規則第16号様式により、納入額の内容を明記し、月別に納入するものとする。
- 5 (略)

<参考>

学校給食事務の手引【平成27年度】（抜粋）7ページ

2 学校給食費の徴収及び納付事務

(1)～(3) (略)

(4) 納付事務

①～② (略)

③ 指定の期日（次ページ参照）までに、いわき市財務規則第15号様式により納付する。

但し、分割で納入する際は、いわき市財務規則第16号様式により、納入額の内容を明記し、月別に納入する。

注) 納付月分の学校給食費を指定の期日を超えて学校で保管することは厳禁。未収金分があっても集金分で期日までに納付。

注) 過年度、過月分の学校給食費は随時納付。その際、「納入の内容」欄に児童生徒名、年度及び月を明記すること。

5 支出事務

いわき市奨学生選考委員会の委員報酬及び臨時職員の賃金支給に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。

(学校教育課、生涯学習課、美術館)

【事例1】源泉徴収税額表の適用誤り（学校教育課）

※ いわき市奨学生選考委員会の委員に係る報酬について、1人当たり8,300円の支給総額に対し、所得税法第28条の給与所得として同法第185条第1項第2号イの規定により、給与所得の源泉徴収税額表（月額表）の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて3.063%の税率で254円を源泉徴収した上で、差引支給額を8,046円としていた。

しかしながら、当該委員報酬については、同法第185条第1項第2号ホの規定により、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて1,230円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,070円とすべきであった。

【事例2】本人が障害者等に該当した場合の税額表適用欄の誤り（生涯学習課）

※ 職員が所得税法第2条第1項第28号に定める障害者に該当する場合、扶養親族等の数は、当該職員の扶養親族に1人を加算した数とすることから、所得税等の額は、給与所

得の源泉徴収税額表中の扶養親族等の数「1人」の欄を適用し、「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」の「185,000円以上187,000円未満」に該当する額「2,640円」と算出すべきところ、扶養親族等の数「0人」の欄を適用し、所得税等の額を「4,270円」と算出していた。

【事例3】16歳未満の扶養親族に係る取扱い誤り（美術館）

※ 所得税法第2条第1項第34号の2に定める控除対象扶養親族は、「扶養親族のうち年齢16歳以上の者」とされていることから、16歳以上の扶養親族を有していない日々雇用職員の賃金に係る所得税等は、給与所得の源泉徴収税額表中の扶養親族等の数は「0人」の欄を適用し、「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」の「117,000円以上119,000円未満」に該当する額「1,640円」と算出すべきところ、扶養親族等の数は「1人」の欄を適用し、所得税等の額を「0円」と算出していた。

所得税基本通達

法第28条《給与所得》関係

（委員手当等）

28-7 国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとする。（平2直法6-5、直所3-6改正）

所得税法

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(27) (略)

(28) 障害者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

(29)～(33の2) (略)

(34) 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第6条の4第1項（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第3号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第57条第1項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第3項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。

(34の2) 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。

(34の3)～(48) (略)

2 (略)

（給与所得）

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2～4 (略)

（源泉徴収義務）

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等（以下この章

において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 (略)

(賞与以外の給与等に係る徴収税額)

第185条 次条に規定する賞与以外の給与等について第183条第1項(源泉徴収義務)の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額(ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額)並びに当該申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族(2以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には第194条第1項第6号(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族とし、当該申告書に記載された控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第4項に規定する国外居住親族(第187条(障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額)及び第190条第2号ハ(年末調整)において「国外居住親族」という。)である場合には第194条第4項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。次条において「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」という。)の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第2の甲欄に掲げる税額

ロ～へ (略)

(2) 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額(ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額)、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第195条第1項第3号(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族(これらの控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第4項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。)の数に応ずる次に定める税額

イ～ニ (略)

ホ 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第3の乙欄に掲げる税額

へ (略)

(3) 労働した日又は時間によつて算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等で政令で定めるもの その給与等の金額に応じ、別表第3の丙欄に掲げる税額

2 (略)

所得税法施行令

(障害者及び特別障害者の範囲)

第10条 法第2条第1項第28号(障害者の意義)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(2) (略)

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項(身体障害者手帳の交付)の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

(4)～(7) (略)

2 (略)

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
 (源泉徴収義務等)

第28条 所得税法第4編第1章から第6章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項(同条第11項において準用する場合を含む。)、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第9条の6第4項、第37条の11の4第1項、第37条の14の2第8項、第41条の9第3項、第41条の12第3項、第41条の12の2第2項から第4項まで及び第41条の22第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限る。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。

3～7 (略)

(居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例)

第29条 居住者に対して支払うべき所得税法第183条第1項に規定する給与等(次条において「給与等」という。)について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

(1) 所得税法第185条第1項又は第186条第1項の規定による所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法別表第2から別表第4までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

(2) 所得税法第189条第1項の規定により計算した所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法第189条第1項に規定する財務大臣が定める方法及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額

2 (略)

3 財務大臣は、第1項第1号の表又は同項第2号の方法を定めたときは、これを告示する。

給与所得の源泉徴収税額表(平成27年分)

月額表(平成24年3月31日財務省告示第115号別表第1(平成25年5月31日財務省告示第175号改正))

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(中略)

117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	4,500
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	4,800
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	5,100

(中略)

177,000	179,000	3,980	2,360	750	0	0	0	0	0	13,200
179,000	181,000	4,050	2,430	820	0	0	0	0	0	13,900
181,000	183,000	4,120	2,500	890	0	0	0	0	0	14,600
183,000	185,000	4,200	2,570	960	0	0	0	0	0	15,300
185,000	187,000	4,270	2,640	1,030	0	0	0	0	0	16,000

(中略)

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりです。

- 1 「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出があった人
 - (1) まず、その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
 - (2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と扶養親族等の数に応じた甲欄の該当欄との交わる場所に記載されている金額を求めます。これが求める税額です。
 - (3) 扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額を求めます。これが求める税額です。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦(特別の寡婦を含みます。)、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者に該当する人がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とします。
- 2 扶養控除等申告書の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含みます。)
その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じた「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行と乙欄との交わる場所に記載されている金額(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった場合には、その申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,610円を控除した金額)を求めます。これが求める税額です。

給与所得の源泉徴収税額表(平成27年分)

日額表(平成24年3月31日財務省告示第115号別表第2(平成25年5月31日財務省告示第175号改正))

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶 養 親 族 等 の 数							乙	丙	
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人			7 人
以 上	未 満	税 額							税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
7,000	7,100	175	115	65	10	0	0	0	0	810	0
7,100	7,200	175	120	65	15	0	0	0	0	840	0
7,200	7,300	180	125	70	15	0	0	0	0	860	0
7,300	7,400	185	125	75	20	0	0	0	0	890	0
7,400	7,500	185	130	75	25	0	0	0	0	920	0
7,500	7,600	190	135	80	30	0	0	0	0	960	0
7,600	7,700	195	135	85	30	0	0	0	0	990	0
7,700	7,800	200	140	85	35	0	0	0	0	1,020	0
7,800	7,900	200	150	90	40	0	0	0	0	1,060	0
7,900	8,000	205	150	95	40	0	0	0	0	1,090	0
8,000	8,100	210	155	100	45	0	0	0	0	1,120	0
8,100	8,200	210	160	100	50	0	0	0	0	1,150	0
8,200	8,300	215	165	105	50	0	0	0	0	1,190	0
8,300	8,400	220	165	110	55	5	0	0	0	1,230	0
8,400	8,500	220	170	110	60	5	0	0	0	1,260	0
8,500	8,600	225	175	115	65	10	0	0	0	1,300	0
8,600	8,700	230	175	120	65	15	0	0	0	1,330	0
8,700	8,800	235	180	120	70	15	0	0	0	1,360	0
8,800	8,900	235	185	125	75	20	0	0	0	1,400	0
8,900	9,000	240	185	130	75	25	0	0	0	1,430	0

(以下略)

6 契約事務(その1)

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定を適用し、随意契約の方法により締

結している契約において、見積人を1者とする理由の記載が不十分な例が認められた。

(体験型経済教育施設)

※ 体験型経済教育施設廃棄物収集運搬処理業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用して随意契約（少額随意契約）の方法により契約締結しているが、見積人を1者とする場合には、2者以上から見積書を徴することが困難な理由の記載が必要となるが、「当該事業者は、現在施設の清掃用務を受託しており、一般廃棄物及び産業廃棄物のどちらも収集運搬処理でき、併せて請け負うことで、効率的に業務を遂行できる。」という抽象的な表現にとどまり、客観的かつ具体的なものとなっていなかった。

いわき市財務規則

(見積書の徴収)

第129条 契約権者は、随意契約に付そうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の内容により2人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めたときは、この限りでない。

<参考>

随意契約に関する事務執行のための指針

(いわき市財政部契約課／平成25年6月策定・平成26年8月現在) (抜粋) 22ページ

【不適切な事例】 (第1号)

1 (略)

2 複数の者から見積りを徴することが困難な理由が記載されていない、もしくは抽象的なもの。

- ・ 施設の機器保守点検において、当該業者しか取り扱いができないにもかかわらず、随意契約の理由書に、2者以上から見積もりを徴することが困難な理由（当該業者でしかできない理由）の記載が一切されていない。
- ・ 業務委託において、1者から見積書を徴収した随意契約を締結しているが、見積人を1者としている理由は記載されているものの、その理由が「業務の分散化が図られ、迅速かつ円滑な業務の遂行が見込まれる」といった抽象的な表現にとどまっており、客観的かつ具体的なものとはなっていない。

3～4 (略)

7 契約事務 (その2)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用した随意契約の方法により契約を締結する場合における公表について、市財務規則第128条の2各号に定める公表が適切に行われていない例が認められた。

(生涯学習課、学校支援課、美術館)

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を適用した随意契約の方法により契約を締結する場合には、市財務規則第128条の2第1号で「あらかじめ、契約に係る発注

の見通し」を、同条第2号で「契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等」を、同条第3号で「契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況」について公表することとされている。

【事例1】生涯学習課

これらの規定が適用される契約として締結したいわき市立平窪公民館外 20 館清掃業務委託に係る契約事務において、同条第1号で定める公表が行われていなかった。

また、同条第2号に定める「契約の相手方の決定方法及び選定基準等」及び同条第3号に定める「契約の相手方とした理由」については、内容が「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるもの」との表記にとどまっており、具体性に欠ける不十分なものとなっていた。

【事例2】学校支援課

これらの規定が適用される契約として締結した平成27年度いわき市立学校用務業務委託に係る契約事務において、同条第2号に定める「契約の相手方の決定方法及び選定基準等」については、内容が「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定の準用によるもの」との表記にとどまっており、具体性に欠ける不十分なものとなっていた。

また、契約締結前に行うべき同条第2号の公表が、契約締結後に遅延して行われていた。

【事例3】美術館

これらの規定が適用される契約として締結したいわき市立美術館駐車場管理業務委託に係る契約事務において、同条第3号で定める公表が行われていなかった。

地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(2) (略)

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第25項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しく

は同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

(4)～(9) (略)

2～4 (略)

いわき市財務規則

(契約の内容等の公表)

第128条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

8 契約事務（その3）

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(学校教育課、美術館)

※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる43件のうち2件の契約において当該措置が講じられていなかった。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。
 - ア 建設工事又は製造の請負に係る契約
 - イ 測量又は設計に係る委託契約

- ウ 工事用原材料の購入に係る契約
 - エ 役務の提供に係る委託契約
 - オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
 - カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
 - キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定
- (2)～(7) (略)
- (契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

- 2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。
- 3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。
 - (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
 - (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

○ 契約等からの暴力団等の排除について（概要資料）（財政部契約課策定） （一部抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

○ いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）抜粋

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人權を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

<意見又は要望とする事項>

学校給食費の滞納について

学校給食費については、学校給食法第 11 条及び同法施行令第 2 条の規定により、学校給食の運営に必要な施設・設備の整備費、調理従事者の人件費は学校設置者が負担し、それ以外の経費（食品の原材料費・光熱水費）は保護者が負担することとしており、本市においては、保護者負担の軽減を図るため食品の原材料費のみを学校給食費として徴収している。また、学校給食費の会計管理については、昭和 39 年文部省体育局通知により、地域の実情に応じそれぞれの学校設置者の判断によるとされているが、本市の学校給食は共同調理場方式を運営の基本とし、学校給食費については市の歳入歳出予算で管理する公費会計としているところである。

学校給食費を公費会計で扱うことは、その経理状況が明確にされるとともに金銭処理の事故防止の観点で大きな効果を発揮するものであるが、学校給食費に滞納が生じ徴収困難となった場合、それに相当する欠損額は最終的に市が負担することになるため負担の公平性の観点から望ましくはなく、その解消に努める必要がある。

本市においては、学校給食費の滞納対策は第一義的には各学校の代表者が担うこととしており、未納の保護者への督促通知、電話連絡、家庭訪問及び個別面談等による納入指導は、学級担任をはじめ、事務担当者や学校長が行っており、それでもなお納入されない場合は、納入意思を確認できない保護者に対して教育委員会が催告通知を送付している。

また、滞納を縮減する取組みとして、民生児童委員と連携を図った家庭訪問の実施、集金日（口座振替日）前の「集金のお知らせ」メール配信による注意喚起、あるいは家庭状況により就学援助制度を勧めるなど、各学校では様々な取組みが行われている。

しかしながら、本市の学校給食費については、監査実施時点（平成 27 年 11 月 24 日）における滞納額は、現年度分が 13,131,940 円、過年度分が 53,063,951 円の合計 66,195,891 円となっており、その要因の一つとして、卒業生については、学校との繋がりがなくなり保護者と接触することが困難であることや連絡先が不明であるなどにより継続的な交渉が難しくなっていることがあげられるが、過年度分の滞納対策は、個々の学校単位の取組みでは限界があるのではないかと考える。

また、教育委員会では、学校事務担当者会議や学校事務担当者研修の際に学校給食費の滞納の現状を説明し、各学校に徴収強化を依頼しているが、各学校のみの対応では徴収困難な状況と認められる場合については、各学校の教職員等と連携を強化し、問題の解消を図るための有効な支援方策を講ずることが求められる。

こうしたことから、教育委員会においては、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達にとって大きな教育的意義を有することも踏まえて、学校給食の運営に支障をきたすことのないよう、各学校と連携を図るとともに、他自治体の取組みで効果のあった事例等を調査研究しながら、積極的に滞納額の縮減に努められるよう望むものである。

(学校支援課)

商 工 観 光 部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 支出事務（その1）

補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない。

（産業・港湾振興課、観光振興課、交流推進課、公営競技事務所）

※ 洋上風力発電関連産業集積に関するいわき市連絡会議運営補助金外7件の補助金の交付に係る事務については、市補助金等交付規則を事務処理根拠として交付決定を行っているが、補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、同規則に定めるもののほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要があるものの、個別の補助金交付要綱が整備されていない。

○ 事例が認められた補助金

- ・ 洋上風力発電関連産業集積に関するいわき市連絡会議運営補助金（産業・港湾振興課）
- ・ 環境・エネルギー関連産業創出支援事業補助金（産業・港湾振興課）
- ・ いわき花火大会開催支援補助金（観光振興課）
- ・ いわきサンシャインマラソン補助金（観光振興課）
- ・ 太平洋諸国舞踊祭開催支援事業費補助金（交流推進課）
- ・ 太平洋・島サミット開催支援事業費補助金（交流推進課）
- ・ アンダー15野球ワールドカップ推進委員会補助金（交流推進課）
- ・ 競輪選手訓練指導育成助成金（公営競技事務所）

補助金見直し指針（総務部総務課／平成25年2月策定）

（抜粋）4～5ページ

5 交付基準

補助金の適切な執行を図るため、新たな補助金の創設や既存補助金の見直しを行う場合の統一的な交付基準を次のとおり定めます。

(1)～(6) （略）

(7) 補助金の交付要綱の制定

補助金を交付する場合は、個別の交付要綱を制定することとします。また、すでに交付要綱が制定されている場合においても、公平性や透明性を高める観点から、補助対象事業や補助対象経費等を明確化するなど、必要な見直しを行います。

(8) (略)

2 支出事務（その2）

補助金の交付事務において、交付申請書が事業実施後に提出されている例が認められた。
(観光振興課)

※ いわき市合宿開催補助金に係る申請書の提出期限については、市合宿開催補助金交付要綱第5条の規定により、補助対象事業を行おうとする日前10日とされている。

補助事業の着手予定日が平成27年8月18日である当該補助金の交付申請書については、同年8月8日まで（ただし、8月8日は土曜日であるため、8月10日までとなる。）に提出しなければならないが、当該提出期限を過ぎ、かつ、事業実施後の8月23日付けの申請書を8月17日に受け付けた上で、交付決定を行っていた。

いわき市補助金等交付規則

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 (略)

いわき市合宿開催補助金交付要綱

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第4条第1項の市長の定める期日は、補助対象事業を行おうとする日前10日とする。

2 (略)

いわき市の休日を定める条例

(市の休日)

第1条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。
(期限の特例)

第2条 市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 契約事務（その1）

土地の賃貸借に係る契約事務において、変更契約が締結されていない例が認められた。

（観光振興課）

※ 薄磯海岸園地敷に係る土地の賃貸借については、契約期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までとし、平成26年4月1日付けで契約を締結しているが、当該土地が薄磯震災復興土地区画整理事業の対象区域となったことに伴い、平成26年度末時点で契約が終了することを、双方口頭で合意していた。

しかしながら、口頭で合意していたとはいえ、原契約については契約書を取り交わしていることから、契約の終了（契約期間の変更）についても変更契約書を取り交わすべきである。【類例1件あり】

いわき市財務規則

（契約の解除等）

第156条 契約権者は、次の各号の一に該当すると認める場合は、契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 契約で定める着手期日を過ぎても着手しないとき。
 - (3) 契約の相手方が解除を申し出たとき。
 - (4) 前各号の一に該当する場合を除くほか、契約の相手方が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。
- 2 契約権者は、前項各号の一に該当しない場合であっても、やむを得ない理由があるときは契約を解除し、又はその履行を中止させ、若しくはその一部を変更することができる。
- 3 契約権者は、第1項の規定に基づき契約を解除し、又はその履行を中止させるときは、その理由、期間、その他必要な事項を記載した文書でその旨を契約の相手方に通知しなければならない。
- 4 契約権者は、第2項の規定に基づき契約の一部を変更する必要があるときは、契約の相手方と当該契約の変更に関する契約を締結しなければならない。

（物件供給への準用）

第175条 第151条から第154条まで、第156条、第157条、第161条、第166条、第167条、第169条、第170条及び第171条の規定は、物件供給の場合について準用する。この場合において、第161条第2項中「40日以内」とあるのは、「30日以内」と読み替えるものとする。

4 契約事務（その2）

土地の賃貸借に係る契約事務において、複数年契約を締結する場合に必要となる措置が講じられていない例が認められた。

（観光振興課）

※ 薄磯駐車場敷（灯台下）に係る土地の賃貸借については、契約期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間としていることから、契約に当たっては、あらかじめ地方自治法第214条の規定に基づき、予算で債務負担行為として定めておくか、又は同法第234条の3の規定に基づき、長期継続契約を適用して、契約書中に翌年度以降の予算額に減

額等があった場合は契約を解除する旨のいわゆる「条件付解除条項」を設ける必要があるが、本件では、いずれの措置も講じられていなかった。

地方自治法

(債務負担行為)

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

(長期継続契約)

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

<参考> (行政実例・昭40・9自治行108)

長期継続契約と債務負担行為との関係

賃借料年額10万円で5年間建物を賃借する契約は、一般的には債務負担行為として予算に定めておく必要があるが、当該契約条項中に、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除する旨の条件を附した場合は債務負担行為とする必要はない。

<意見又は要望とする事項>

1 工場等立地奨励金の返還事務について

本市においては、工場等の立地の促進を図り、工業の振興及び地域経済の活性化に資することを目的として、製造業等の工場等を新設又は増設した事業者に対し、市工場等立地促進条例に基づき奨励金を交付している。

本奨励金は、交付の対象となる工場等の操業開始の日から10年間は操業することを交付条件としており、条件期間内に操業休止や交付対象となった工場等を譲渡した場合においては、交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることとしている。

今回の定期監査実施時点において、交付の決定を取り消し、返還請求を求めている案件が1件存在しており、その返還状況及び交渉経過について確認を行った結果については次のとおりである。

なお、当案件については、平成25年度に実施した包括外部監査においても、返還交渉のあり方について指摘がなされている。

<返還請求に至った経緯>

- 昭和60年度と61年度にそれぞれ13,502,600円の奨励金を交付。

合計：27,005,200円

- 昭和63年2月に工場用地の一部を転売したことにより、奨励金の一部について同年中に返還を受ける。返還額：11,731,000円

- 平成5年6月に残用地全てを転売し、さらに同年7月に操業廃止届の提出を受け、同年8月に交付奨励金全額の返還命令分納付書を送付。

操業9年目での操業停止 返還命令額：15,274,200円

なお、定期監査時点において返還命令額全額未納

<交渉経過>

市は、平成5年に操業廃止届を受理以降、毎年、代表清算人（元代表取締役）に対し返還命令分納付書を送付するとともに、年に1回程度、訪問による返還交渉を行ってきたが、これまでに一度も返還がなされていない。

これまで、代表清算人からの口頭による返還意思表示を受けたことを前提として交渉を継続しているが、債務の承認が確認できる書類等は整備されておらず、平成23年9月の交渉時においては、代表清算人より、債務発生から20年以上が経過していることを理由とした時効成立の主張があり、さらに、平成26年9月には、返還するとの意思表示を明確にしたつもりはないとの主張もなされている。

なお、市における今後の方針としては、定期的に債権催告を行うとする一方で、時効成立の主張を受けた平成23年9月を時効の起算日とし、時効が成立する10年後における不納欠損処理についても併せて検討していくこととしている。

<監査委員意見>

市においては、返還金の発生以降、代表清算人に対し継続的に返還交渉を行ってはいる

ものの、これまでの交渉記録等の関連資料を調査した結果、返還する意思表示については口頭で確認しているが、一度の納付もなされておらず、且つ、債務の承認が確認できる書類（納付計画等）も取得できていない状況である。

また、平成 23 年 9 月の交渉時において、代表清算人より時効成立の主張がなされたとしているが、債権発生以降、債務の承認など明確に時効の中断に至った行為が確認できない状況を鑑みると、市が認識している時効起算日について疑義が生じる。

さらに、平成 26 年 9 月には、代表清算人から法人の債務を引き継ぐことについて明確に意思表示をしたつもりはないとの主張もなされていることから、本来、解散した法人の債権債務を清算すべき責任にある代表清算人とのこれまでの交渉のあり方についても、疑問が残るものである。

以上のことから、当債権については問題が内在していると考えられ、仮に法的手段による返還の訴えを提起した場合においても、債務を承認したことが確認できる書類が整備されていないことなどから、債権確保の見通しが不透明であると判断せざるを得ない。再度、事実関係を踏まえた適切な相談を顧問弁護士と十分に行い、速やかに当債権の合理的で合法的な対応方針を決めるべきものと思料する。

（産業・港湾振興課）

2 東京事務所の役割について

いわき市東京事務所は、首都圏における本市シティセールス全般の活動拠点として、各省庁からの行政情報の収集や市内工業団地への企業誘致、さらには観光誘客のための PR 活動や農産物等の販路拡大などを目的として昭和 59 年 7 月に開設されたものである。

開設当初においては、各省庁からの行政情報の収集と企業誘致が主たる業務であったが、情報通信技術の進展に伴い情報収集業務が縮小している一方で、東日本大震災以降は、市の風評払拭に向けた首都圏での農産物の物販や観光誘客活動、さらには被災地への企業立地を促進するために国や県で創設された企業立地優遇制度等を活用した企業誘致が主な業務となっている。また、当事務所の新たな役割として、平成 28 年 2 月に策定した「いわき創生総合戦略」の目的である人口構造改善に向けた市への移住促進のための首都圏でのシティセールスの拠点としても、大いに期待される場所である。

しかし、市におけるシティセールスについては、担当部署が個別に事業を展開している状況が見受けられ、とりわけ観光部門と農林水産部門が実施しているイベント等においては、市の魅力を発信する上で効果的な取り組みではあるものの、横断的な繋がりを持った展開が十分に図られていない状況が窺える。シティセールスを展開する上においては、市が向かうべき具体的な目標を設定することでさらなる効果が得られるものであり、そのためには、市が一体となった戦略的な展開を図ることが必要と判断されることから、新・いわき市総合計画改定後期基本計画に位置付けた「観光戦略」や「シティプロモーション戦略」を早期に策定し、効率的な推進体制を構築する必要がある。

東京事務所においては、これまでの業務を踏襲しつつ、新たに策定予定としている各戦

略の首都圏での展開、さらには、2020年に開催される「東京オリンピック」の合宿誘致など、その役割は今後ますます重要となることから、本庁業務との連携を深めながら、さらに効果的に機能するための新たな役割を担い、さらなる市の発展に寄与することを望むものである。

(東京事務所)